

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

A

「児童扶養手当を受給している」ひとり親世帯等の方

1. 基本給付

対象者 ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給された方
※児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

給付額 1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

2. 追加給付

対象者 基本給付対象者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、**収入が減少した方**

給付額 1世帯**5万円**

B

公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給が全額停止されている方

1. 基本給付

対象者 ②公的年金等^{*}を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方
※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

給付額 1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

2. 追加給付

対象者 基本給付対象者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、**収入が減少した方**

給付額 1世帯**5万円**

C

「児童扶養手当を受給していない」ひとり親世帯等の方

1. 基本給付

対象者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方**

※児童扶養手当の支給が全額停止されている方

※所得制限などの理由で児童扶養手当未申請の方で、家計が急変された方

給付額 1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

給付金の支給手続き

A

「児童扶養手当を受給している」ひとり親世帯等の方

▶基本給付は申請不要です

8月上旬頃、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している金融機関口座に振り込みを予定しています。

※給付金を希望しない場合は、受給拒否の届出書を提出してください。

※児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出るおそれがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

▶追加給付は申請が必要です

- 定例の現況確認時(8月)などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行なっていただきます。
- 申請内容を確認して児童扶養手当を受給している金融機関口座に振り込みます。

申請期限：令和3年2月26日(金)

B

公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給が全額停止されている方

▶基本給付・追加給付ともに申請が必要です

- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに 子ども福祉課（駅前ビル EAGA2階 市立保健センター内）へ持参または下記送付先へ郵送で提出してください。
- 申請内容を確認して支給要件に該当する方に対し、給付金を指定口座に振り込みます。

申請期限：令和3年2月26日(金)

C

「児童扶養手当を受給していない」ひとり親世帯等の方

▶基本給付は申請が必要です

- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに 子ども福祉課（駅前ビル EAGA2階 市立保健センター内）へ持参または下記送付先へ郵送で提出してください。
- 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

申請期限：令和3年2月26日(金)

※各申請書の様式等は、市ホームページに掲載しています。

送付先 〒698-8650 常盤町1番1号 益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係

問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
☎ 0120-400-903（受付時間 平日 9:00～18:00）
- 市子ども福祉課 児童福祉係「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口
☎ 31-0243 ☎ 23-7134